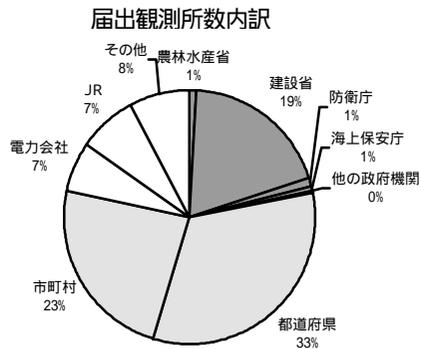
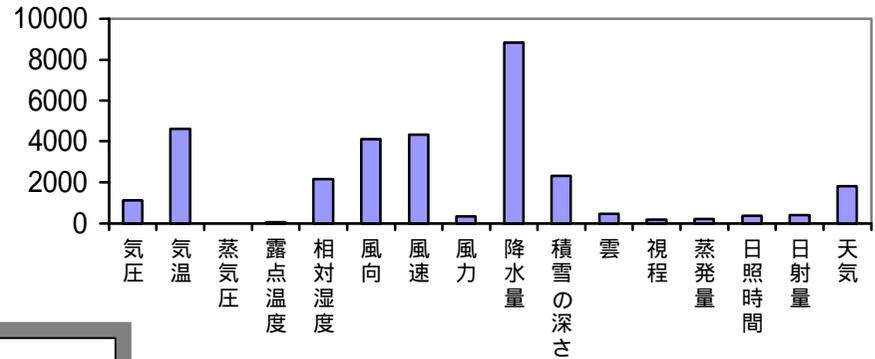


気象観測の技術上の基準適合と届出の義務の検討

現 状	観測目的 公共性の高い観測に限定されている。	観測種目 現行の種目は、基本的な気象要素に限られている。	届出観測所 観測精度の維持のため、観測方法の助言、指導等を行うとともに、必要に応じ観測成果の相互利用を図っている。
--------	---------------------------	---------------------------------	--



観測種目別の届出観測所数 (平成 10年)



考 え 方	公共性の高い観測については、その精度を維持する必要がある。	実績の少ない観測種目等について、見直しを行う必要がある。	観測所の届出制度は、観測の精度維持に重要な役割を果たしている。また、観測値の相互利用の機会が増えている。
-------------	-------------------------------	------------------------------	--

対 応	公共性の高い観測に対する技術上の基準適合義務は引き続き維持する。	技術基準に従うべき観測種目の限定、その基準の内容の緩和等、気象庁以外を行う観測に関する規制の緩和を図る。	観測所の届出制度は引き続き維持する。
--------	----------------------------------	--	--------------------

気象測器検定制度の検討

現 状

検定制度の趣旨

測器の精度は観測成果のみから判定することは困難。
気象測器による観測値が公共性の高い業務に使用された場合に、気象庁発表の情報と整合を図るとともに、精度の悪い観測値による社会的な影響を回避する必要から検定を行い精度を確認している。
検定の有効期間
経年劣化によって精度が悪化することから、有効期間を定めている。

検定対象測器

検定対象測器は大分類として7種類に、さらに22種類に細分類されている。

検定の方法

種類、構造、器差について検査を実施。型式証明を受けた測器については種類、構造の検査を省略。器差の検査は全ての実機について実施。



検 討

観測値は直ちに防災活動に活用されるとともに、即時的に公表、利用される機会が増大している。従って、観測精度を維持する重要性は増しており、使用前に気象測器の精度を確保することが必要。
観測者の自主的な測器の保守・点検を前提として、検定の有効期間の延長の可能性について検討する。
検定対象測器については、社会情勢、科学技術の進展、使用実績等に応じて弾力的に検討する。
検定の機能において民間能力を活用する方法の検討。



対 応

観測を行う者の自主的な保守・点検等の方法を提示したうえで、検定の有効期間を延長することによって、規制の緩和と観測者の負担軽減を図る。
検定の対象である7種類の気象測器により観測される気象要素は、防災上の重要であり、基本的な物理量であることから引き続き検定対象とするが、細分類された22種類については実績等に応じて加除を行う。
実器を気象庁に持ち込んで行っている器差の検査について、民間能力を活用する方法を検討する。(別紙:「気象測器検定における民間能力活用方法の検討」参照)

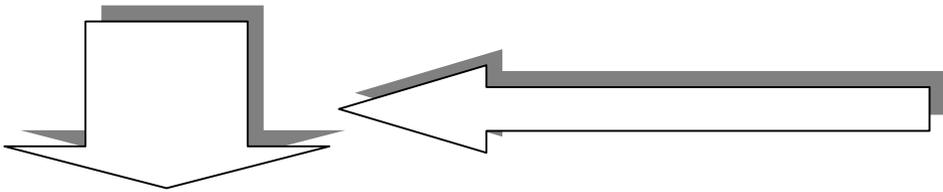
検定対象の気象測器の種類	温度計		気圧計			湿度計			風速計		日射計	雨量計		雪量計	複合測器						
	ガラス製温度計	金属製温度計	電気式温度計	液柱型水銀気圧計	アネロイド型気圧計	振動式気圧計	電気式気圧計	乾湿式湿度計	物体の変形による湿度計	露点式湿度計	電気式湿度計	風杯型風速計	風車型風速計	超音波風速計	電気式日射計	貯水型雨量計	転倒ます型雨量計	はかり型雨量計	はかり型雪量計	積雪計	ラジオゾンデ

有効期間	気象測器の種類
10年	ガラス製温度計，電気式温度計，振動式気圧計， 乾湿式湿度計，貯水型雨量計（指示）， はかり型雨量計（指示），はかり型雪量計（指示）
5年	金属製温度計，液柱型水銀気圧計，アネロイド型気圧計， 電気式気圧計，物体の変形による湿度計，露点式湿度計， 電気式湿度計，風杯型風速計，風車型風速計， 超音波風速計，電気式日射計，貯水型雨量計（自記）， 転倒ます型雨量計，はかり型雨量計（自記）， はかり型雪量計（自記），積雪計
3年	転倒温度計（ガラス製温度計の一種）
1年	ラジオゾンデ

気象測器検定における民間能力の活用方法の検討

現状
 現在、種類及び構造の検査に関しては、既に型式証明制度があることから検定申請者の負担軽減となっているが、個別の測器の器差の検定については実器を持ち込む必要がある。

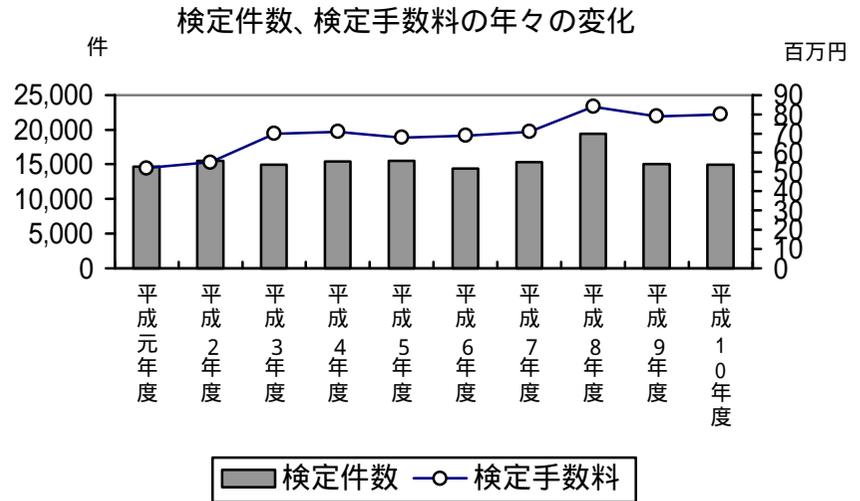
検定類似の諸制度の検討
 自己確認制度では事前に精度確認ができない。
 気象測器の検定件数が少ないことから、指定代行機関制度や第三者認証制度などは、事業として採算をとることが困難である。



民間能力活用の考え方
 現行の気象測器検定における器差の検査に、一定の能力を有する測器事業者の社内検査等の結果を活用することによって、検定申請者の負担軽減を図るべき。



効果
 器差の検査に民間能力を活用することによって検定の実作業の多くの部分を民間に委ねることができる。
 型式証明を受けた気象測器等については、個別に実器を気象庁に持ち込む必要がなくなり、検定申請者にとっては、測器の運搬、手数料等について負担軽減となる。



民間能力活用方策の具体的イメージ

一定の基準器、測定設備等が十分である場合に、民間の器差の測定に関する能力を活用すること。

型式証明を受けた気象測器、又は、検定に合格したことがある気象測器について、の能力を認められた者が、器差の測定を行い、その測定値を検定申請に際し提出する場合、気象測器の実器の提出を要しないものとし、当該測定値により器差の検査を行うこと。

申請者の利便性を図るため、器差の測定的能力を有すると認めた者について、その者の氏名・所在地等を公表する制度を新設。

有効期間満了に伴う再検定において、過去の検定合格履歴を提出する場合、気象測器の実器の提出を要しないものとし、当該検定合格履歴により種類・構造の検査を行うこと。